

国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年3月10日

改正 平成22年3月29日

改正 平成23年3月31日

改正 平成23年6月14日

改正 平成24年3月29日

改正 平成26年3月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、岡山大学会計規則（平成16岡大規則第18号。以下「規則」という。）、及び岡山大学契約事務取扱規程（平成16岡大規程第29号。以下「規程」という。）その他特別の定めがあるもののほか、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）において発注する工事、製造若しくは役務の請負契約又は物品の供給契約について必要な事項を定め、工事請負等契約の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
(入札保証金の納入等の明示)

第2条 学長は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納入すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方（規則第43条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取りかわしをしないときは、法人に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と、「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証金の納入手続き)

第3条 学長は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金を納入させるときは、入札保証金納入書に入札保証金を添えて、提出させなければならない。

(入札保証金等の還付)

第4条 学長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納入させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書をとりかわした後にこれを還付しなければならない。

(競争執行の日時及び場所)

第5条 学長は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

(入札の執行)

第6条 学長は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(無効の入札書)

第7条 学長は、あらかじめ、競争加入者に、規程第22条の各号のいずれかに該当する

入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。

(落札者の決定)

第8条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等)

第9条 学長は、予定価格が2千万円を超える工事、製造の請負及び役務提供（以下「工事等」という。）について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。

一 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の十分の七から十分の九までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ学長が定める割合を乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合。

二 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに十分の七から十分の九までの範囲内で、学長が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合。

三 製造請負及び役務契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合。

四 製造請負及び役務契約で前号の規定を適用することが適当でないものについては、競争入札ごとに十分の八の割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合。ただし、当該競争入札について学長が別途割合を定めた場合は、その割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合。

第10条 学長は、予定価格が2千万円を超える工事等に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号のいずれかに該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

一 入札に付した工事等に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事等の入札時の価格より低廉なこと。

二 入札に付した工事等に充てる資材について、入札者が他の工事等に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。

三 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつて、これらの製造を同時に施行することができること。

四 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。

五 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であつて、当該工事に係る器材を転用することができること。

六 前各号に掲げるもののほか、学長が認める特別の理由があること。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納入時期)

第11条 学長は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、及び第3項の規定により契約保証金の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納入

させなければならない。ただし、次の各号による場合は契約書の作成を省略できることとし、その場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を徴するものとする。

一 別途定める資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が5百万円を超えないものとするとき。

二 前号に規定するもの以外の随意契約について学長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

2 学長は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき、又は契約保証金を納入させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納入させなければならない。

3 契約保証金の徴収を省略できる場合とは、次の各号による。

一 他の要項に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

二 その他学長が認める場合

（契約保証金の納入手続き）

第12条 学長は、契約の相手方に契約保証金を納入させるときは、契約保証金納入書に契約保証金を添えて提出させなければならない。

（履行保証保険契約）

第13条 学長は、契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

（公共工事履行保証証券）

第14条 学長は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

第2章 工事請負契約

（工事請負契約基準）

第15条 学長は、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第1号の工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 学長は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第16条 学長は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から14日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、学長が必要と認めない場合は、この限りでない。

（工事既済部分価格内訳書）

第17条 学長は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

（天災等による損害負担の場合の文部科学大臣の承認）

第18条 学長は、工事請負契約基準第29第4項により、天災その他の不可抗力により、請負の目的物又は工事の既済部分が滅失毀損し生じた損害の一部を負担することとしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2 学長は、前項の承認を受けようとするときは、損害を負担しようとする理由、負担しようとする金額その他必要な事項を記載した承認申請書に係る書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の申請書の提出があったときは、当該損害が受注者に重大な影響を及ぼすものであるかどうかその他諸般の事情を検討し、必要があるものと認めたと

きは、当該損害の一部を負担することについて、これを承認するものとする。

(公共工事の請負代金の前金払の制限)

第19条 学長は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は法人に有利であると認められる場合の外、前金払をすることができない。

2 学長は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

第3章 製造請負契約

(製造請負契約基準)

第20条 学長は、製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第2号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 学長は、特別の事情がある場合には製造請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(製造費内訳書)

第21条 学長は、製造請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から10日以内に、製造請負契約の相手方から製造費内訳書を提出させなければならない。ただし、学長が必要と認めない場合はこの限りでない。

第4章 役務請負契約

(役務請負契約基準)

第22条 学長は、役務に関する請負契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第3号の役務請負契約基準を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 学長は、特別の事情がある場合には役務請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

第5章 物品供給契約

(物品供給契約基準)

第23条 学長は、物品の供給に関する契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第4号の物品供給契約基準を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 学長は、特別の事情がある場合には物品供給契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

第6章 雑則

(署名)

第24条 この要項により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(雑則)

第25条 この要項に定めるもののほか、実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年3月10日から施行し、平成17年度分の契約から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行し、工事請負契約に関する規定は平成23年4月11日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年3月1日から施行する。